

平成21年第3回豊頃町議会定例会会議録（第1号）

平成21年9月16日（水曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	委員会報告第3号	議会運営委員会所掌事務調査結果報告
日程第 4	委員会報告第4号	産業厚生常任委員会所掌事務調査結果報告
日程第 5	議案第43号	平成21年度豊頃町一般会計補正予算（第5号）
日程第 6	議案第44号	平成21年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第 7	議案第45号	平成21年度豊頃町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第 8	議案第46号	平成21年度豊頃町後期高齢者特別会計補正予算（第1号）
日程第 9	議案第47号	平成21年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算（第3号）
日程第10	議案第48号	豊頃町国民健康保険条例の一部改正
日程第11	議案第49号	豊頃町立保育所条例の一部改正
日程第12	議案第50号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更
日程第13	議案第51号	北海道市町村総合事務組合規約の変更
日程第14	議案第52号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更
日程第15	議案第53号	豊頃町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更
日程第16	同意案第4号	豊頃町教育委員会委員の任命
日程第17	同意案第5号	豊頃町教育委員会委員の任命
日程第18		陳情の委員会付託

◎出席議員（9名）

1番 藤田博規君	2番 松崎政利君
3番 菅谷誠君	4番 森一彦君
5番 大崎英樹君	6番 大谷友則君
7番 長谷川勝夫君	8番 津久井精一君
9番 小野木英毅君	

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	宮口	孝君
副町	長	石田	貢君
教育委員	長	村中	健吉君
教育	長	菅原	裕一君
農業委員会	会長	竹下	昌徳君
代表監査委員		山口	浩司君
総務課	長	熊野	幸雄君
企画課	長	佐藤	潤君
会計管理者		高倉	明君
住民課	長	田中	啓喜君
福祉課	長	吉村	進君
産業課	長	金川	正次君
施設課	長	石塚	周二君
教育委員会教育課	長	山本	芳博君
農業委員会事務局	長	友重	誠一君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局	長	和田	宏樹君
庶務係	長	渡辺	良英君

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

- 小野木議長 ただいまから、平成21年第3回豊頃町議会定例会を開会します。

◎ 開議宣告

- 小野木議長 これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 諸般の報告

- 小野木議長 議事に入る前に、諸般の報告を行います。

事務局長に諸般の報告をさせます。

和田事務局長。

- 和田事務局長 諸般の報告を申し上げます。

議会事務局報告及び議員派遣の結果報告につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

次に、監査委員より、平成21年7月から9月までの例月現金出納検査報告書の提出がありました。報告書は、お手元に配付のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思っております。

あわせて、町長から、監査委員の意見書を付して平成20年度健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告書の提出がありました。報告書は、お手元に配付のとおりであります。

これで、諸般の報告を終わります。

- 小野木議長 これで、諸般の報告を終わります。

◎ 行政報告

- 小野木議長 次に、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

宮口町長。

- 宮口町長 第3回定例会の行政報告を行います。

最初に、農作物の生育状況についてであります。

本年は、4月下旬の降雪により播種作業がおくれたものの、その後の好天により農作業が順調に行われていたのですが、5月には風塵及び旱魃の影響を受け、6月中旬からは低温と日照不足、さらに7月には平年の3倍以上の降雨など異常気象の影響を受け農作物全般にわたり生育がおくれている状況にあります。

8月7日に収穫が終わった小麦については、低温と日照不足の影響により不稔粒が多く、現在調製作業を行っておりますが、収量・品質とも平年に比べ大きく減少すると見込まれておりま

す。

次に、影響が大きい豆類では、金時、手亡、大豆について、莢数が極端に少なく、小豆についても8月上旬の天候で若干回復しているものの豆類全般にわたって大幅な収量減が予想されているところであります。

甜菜、馬鈴薯についても異常気象の影響が大きく、降雨により適期に防除が出来なかったため、甜菜の黄化や馬鈴薯の疫病等の発生が多く見られ、馬鈴薯については、現在収穫時期を迎えておりますが、降雨により収穫作業が大幅におくれている状況にあります。

野菜のうち本町特産の十勝大根は、品不足により価格が高い状況にあります。長雨の影響により播種できない時期もあり、収量も昨年を下回る見込みとなっております。

人参については、収穫が今後本格的に始まりますが、異常気象の影響を受け、大根同様に収量が下回ることが予想されております。

また、飼料作物の牧草については、長雨により1番乾燥牧草の収穫がおくれ品質低下が懸念されております。

デントコーンの生育についても全体的に平年以下で、湿害の影響を受けた圃場では、極端に生育の遅れたものもあり、一部の畜産農家では自給飼料の確保が厳しいものになると懸念されているところであります。

農業については、異常気象の影響により出来秋が厳しいと予想されていることから、8月18日に「豊頃町長雨・日照不足等異常気象営農対策会議」を設置し、当面情報の収集・技術対策に万全を期することとし、収穫後各種対応を検討してまいります。

本年も、8月27日に豊頃町農業改良推進協議会による農作物作況調査を行い、十勝農業改良普及センターより町内作況圃の生育状況の説明を受け、同時に異常気象の影響を大きく受けた圃場の調査を行うなど、情報収集に努めてまいりました。

また、9月9日に豊頃農協より、今回の湿害による排水不良圃場の早急な農地基盤整備対策を求める要望があり、今後営農対策会議で対応を検討してまいります。

今後、本格的な収穫が始まりますが、農作業事故に留意され、今後の天候回復を願い実りある出来秋を迎えられるよう御期待申し上げます。

次に、秋サケ漁の状況についてであります。

8月25日に水揚げが開始されて秋サケ定置網の漁業については、9月10日現在、大津漁港での水揚げ量604トンで、前年同期に比べ67トン、10%の減となっております。

一方、魚価はキログラム当たり平均363円と前年同期と比較して10%程度の高値で推移しております。

漁期前のサケ・マスセンターの発表によるエリモ以東、西部地区の秋サケ来遊予測では、前年対比30%の減と直近の20年中で最低となっておりますが、今朝の新聞報道によりますと、道連合海区漁業調整委員会では、海水温が来遊に適していることなどから、10日現在では不漁予

想を覆すような速報が出ております。

いずれにいたしましても、これから盛期を迎えることでもありますので、今後に対して大変期待をしているところであります。

また、このような状況の中、本年6月及び7月の異常気象による降雨により十勝川が増水し、本町及び浦幌町沿岸に大量の流木が漂着したことから、河川管理者及び両町により一次集積を行い、サケ定置網漁業期を迎える8月中旬に作業が完了しております。

今後解禁となるシシャモ、ツブ、カニ漁についても豊漁を期待しているところであります。

次に、情報通信基盤整備事業の実施についてであります。

近年、情報通信と生活のかかわりがより密接になってきており、本町におきましても、区長会議や農業者の皆さんの署名活動等、町民の皆さんからブロードバンドの環境の整備に関して、多くの要望をいただいているところであります。

現在、本町におけるブロードバンド整備率は約42%、616世帯となっており、国内のブロードバンド整備から比較いたしますと、基盤整備が大幅に遅れているところであります。

これまでのブロードバンド環境の整備につきましては、町民の皆さんの協力をいただき、通信事業者に対して積極的な誘致活動を行った結果、茂岩市街地や大津市街地においてADSLサービスが提供されているなど、一定の成果を上げてまいりました。

しかし、継続的に通信事業者とエリア拡大について協議してきた結果、要件とされる世帯数が足らず、また大規模な施設改修や資金が必要とされることから、これ以上、通信事業者単独での整備拡大は難しいとの回答を受けております。

このような採算性の問題等から、通信事業者の事業展開が困難な地域における情報格差解消施策につきましては、国においても政府を挙げて取り組むべき喫緊の課題として位置づけられ、「地域情報通信基盤整備推進交付金」が創設されました。

これにより、地方公共団体は各地域の特性に応じて基盤整備を行うことが可能となったところであります。

そこで、「平成21年度地域情報通信基盤整備推進交付金」及び経済危機対策交付金の一つである「地域活性化・公共投資臨時交付金」を活用し、本町の情報格差是正を図るため、豊頃町情報通信基盤整備事業として6億3,300万円を予定し、その経費を一般会計補正予算に計上させていただいたところであります。

計画の内容といたしましては、電話市内局番574番の全地域に対し、光ファイバー網を整備し、それらを通信事業者へ貸し出すことによりブロードバンド環境を整備する「公設民営方式」となっております。

なお、本事業の対象から外れる市内局番575番、大津・長節・旅来・湧洞地区においてはADSLサービスの利用対応となりますが、一部の世帯について現在の段階では、状況に応じて個々に対応する方向で検討してまいります。

以上、行政報告を終わります。

- 小野木議長 これで、行政報告は終わりました。

◎ 会議録署名議員の指名

- 小野木議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、5番大崎英樹議員及び6番大谷友則議員を指名します。

◎ 会期の決定

- 小野木議長 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月28日までの13日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、9月28日までの13日間に決定しました。

◎ 委員会報告第3号

- 小野木議長 日程第3 委員会報告第3号議会運営委員会所掌事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

大崎議会運営委員長。

- 大崎議会運営委員長 委員会報告第3号、議会運営委員会所掌事務調査結果報告書。

本委員会の所掌事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事件。

(1)平成21年第3回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

2、調査期日。

平成21年9月10日。

3、調査の経過。

(1)平成21年第3回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

平成21年9月9日招集告示のあった平成21年第3回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項について、同月10日に委員会を開催し、会期及び会期日程等について協議を行った。

4、調査の結果。

(1)平成21年第3回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

ア、会期及び会期日程等については、9月28日を会期最終日とすることとして日程を調整した。

また、本会議において決算認定の審議が行われることに伴い、審議の冒頭において議長から会議規則第55条（質疑回数制限）の規定を適用しない旨を会議に諮り取り進めることとした。

同時に、決算認定に関して2日間の日程を予定しているが、議事の進行によっては9月17日1日間で審議が終了することも見込まれる。その場合は、同月18日を休会とし、同月25日以降の日程は繰り上げないこととして確認した。

イ、一般質問の通告期限は、9月16日午後5時とした。

ウ、陳情書の取り扱いについては、平成21年第2回定例会閉会後に受理したものは3件であり、本町議会の運営基準に基づき、所管の産業厚生常任委員会に付託すべきもの1件とし、その他の2件については、議員配付にとどめるべきものとした。

エ、同意案第4号、同意案第5号教育委員会委員の任命については、議会運営基準に基づき、討論を省略し簡易採決することとした。

オ、所管事務調査等のための各常任委員会開催については、定例会初日の9月16日に開催するよう日程を調整した。

以上。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第3号は報告済みとします。

◎ 委員会報告第4号

●小野木議長 日程第4 委員会報告第4号産業厚生常任委員会所管事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

松崎産業厚生常任委員長。

●松崎産業厚生常任委員長 委員会報告第4号、産業厚生常任委員会所管事務調査結果報告書。

本委員会の所管事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事項。

(1)農作物の作況について。

2、調査の方法。

資料による検討と説明聴取及び現地調査。

3、調査期日。

平成21年8月27日。

4、調査の経過と結果。

(1)農作物の作況について。

町内の農作物の作況について、8月27日開催された町農業改良推進協議会が主催する作況調査に同行し調査した。

この日は、町内の12圃場8作物について一圃場ごとの作物の草丈、着莢数などの生育状況や、病虫害の発生状況、農作業の進捗状況及び今後の注意事項などについて説明を受けた。

今年の農作物の作柄は、6月中旬以降の低温・日照不足とその後の多量の降雨により本町全域において生育に影響が広がっている。この時点での作物ごとの生育状況は、豆類については、大豆及び小豆が8月中旬に入って若干回復しているが、菜豆類を中心に湿害の影響を大きく受けた圃場では莢数の少なさが目立ち収量の減少が予想される。甜菜、馬鈴薯についても降雨により適期防除ができなかったため、黄化・疫病の発生も見られる。

牧草については1番草が平年並みであったが、天候不順により収穫が長期化したため、2番草の生育が遅れている。デントコーンは初期から生育が遅れて推移している。大根については平年並みが期待されているところである。

なお、現地調査は行わなかったが、既に収穫作業の終了した秋まき小麦については、収量は平年より減少し、品質の低下が懸念されている。

今後作業の遅れや、病虫害による被害、霜のおりる時期によっては豆類の収穫に悪影響を及ぼすことも考えられる。

今回の湿害が一部の排水圃場において著しい生育不良が見られることから、来年度以降の収穫に影響を与えることのないよう、明・暗渠排水対策などの農地基盤整備対策の早期実施、昨年度から行われている土層改良を目的とした排水不良圃場への泥炭客土の効果を引き出すため、心土破碎等による排水性改善が求められていることなども含め、全町的な中長期土地改良事業の継続など安定的な収量確保に向けた対策を講じること、さらに、本格的な収穫期を迎えるに当たり、生育の遅れにより作業時期が集中することが予測されるため、例年にも増して農作業事故の注意を喚起するよう関係機関等を通して指導を徹底されたいなどの意見が出された。

以上。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第4号は報告済みとします。

◎ 議案第43号

●小野木議長 日程第5 議案第43号平成21年度豊頃町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

熊野総務課長。

●熊野総務課長 議案第43号平成21年度豊頃町一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億9,120万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億4,078万7,000円と定めるものであります。

補正の内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により、歳出から御説明申し上げます。

15ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費において、3目財産管理費に基金積立金8,577万5,000円、4目町有林管理費に部分林立木購入費としての公有財産購入費363万2,000円、7目企画費、まちづくり推進費に、土地建物買収費として、公有財産購入費215万円、9目電算情報管理費に、情報通信基盤整備事業費6億3,315万7,000円を追加するなど、合わせて7億2,634万2,000円を追加、4項選挙費から町長選挙執行経費を精査し、227万3,000円を減額、5項統計調査費において7万円を減額。

3款民生費、1項社会福祉費において、4目障害者福祉費に障害者自立支援特別対策事業費として、える夢館並びに大津地域コミュニティセンターに、オストメイトトイレ設置工事請負費など329万円追加、合わせて441万6,000円を追加し、2項児童福祉費において、2目子育て支援、子育て応援特別手当事業費として340万円を追加するなど、合わせて319万2,000円を追加。

4款衛生費、1項保健衛生費に30万円追加。

5款農林水産業費、1項農業費に、20万9,000円を。2項畜産業費に5,000円を。3項林業費に、3万2,000円を追加。

4項水産業費に公有財産購入費、100万円など、183万1,000円を追加。

6款商工費、1項商工費に、市街地環境整備事業補助金430万円など、432万1,000円を追加。

7款土木費、2項道路橋梁費において、1目道路橋梁維持費に、道路橋梁維持補修費609万2,000円を追加。3目国庫補助道路整備費に地域活力基盤創造交付金事業費として、委託料100万円を減額、二宮第1号支線改良舗装工事請負費260万円を追加するなど、これら合わ

せて599万2,000円を追加。

5項施設費に、79万1,000円を。

6項公共下水道費に、40万円を追加。

8款消防費、1項消防費において、用地等買収費として公有財産購入費245万6,000円など、342万5,000円を追加。

2項災害対策費に19万3,000円を追加。

9款教育費、1項教育総務費において、1目教育委員会地域活性化・経済対策費臨時交付金事業として、備品購入費に3,892万円追加するなど、3,907万6,000円を追加。

2項小学校費、6万5,000円を、3項中学校費に63万6,000円を、4項社会教育費に58万3,000円を追加。

5項保健体育費において、3目学校給食費に給食センター施設管理費として、エアコン更新工事請負費117万6,000円を追加するなど、174万円を追加。

以上が補正にかかわる歳出の主な内容であります。

次に、歳入につきまして、10ページをお開き願います。

1款町税、1項町民税に2,800万円を追加。

2項固定資産税に4,400万円を追加。

9款地方交付税に81万円を追加。

13款国庫支出金、2項国庫補助金において、1目民生費国庫補助金に生活介護支援サポーター養成事業費など、民生費補助金353万円、4目教育費国庫補助金に学校情報通信技術環境整備事業費などの教育総務費補助金、2,594万3,000円、5目総務費国庫補助金、地域活性化・経済危機対策臨時交付金などの総務費補助金5億8,250万円など、合わせて6億1,197万3,000円を追加。

14款道支出金、2項道補助金において、2目民生費補助金に障害者自立支援特別対策事業の社会福祉補助金として302万7,000円など、365万円を追加。

3項委託金から70万円を減額。

15款財産収入、1項財産運用収入に52万2,000円を追加。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、3節雑産物売払収入に、土砂売り払いとして2,000万円など、2,080万円を追加。

16款寄附金に100万円を追加。

18款繰越金に前年度繰越金1,263万円を追加。

19款諸収入、5項雑入に平成20年度介護保険特別会計繰出金精算返還金など過年度収入380万1,000円など、459万1,000円を追加。

20款町債に、情報通信基盤整備事業として6,330万円を追加するものであります。

次に、6ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為補正であります。畜産経営維持緊急支援資金利子補給53万1,000円を追加し、債務負担行為限度額の総額を531万9,000円から585万円に改めるものであります。

次に、7ページをお開き願います。

第3表、地方債補正であります。過疎対策事業債に6,330万円を追加し、2億1,990万円とし、地方債限度額を3億8,470万円から4億4,800万円に改め、定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

10ページ、1款町税。

(質疑なし)

●小野木議長 9款地方交付税。

(質疑なし)

●小野木議長 13款国庫支出金。

(質疑なし)

●小野木議長 14款道支出金。

(質疑なし)

●小野木議長 15款財産収入。

(質疑なし)

●小野木議長 16款寄附金。

(質疑なし)

●小野木議長 18款繰越金。

(質疑なし)

●小野木議長 19款諸収入。

(質疑なし)

●小野木議長 20款町債。

(質疑なし)

●小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 次に、歳出については項ごとに質疑を受けます。

15ページ、2款総務費、1項総務管理費、説明。

佐藤企画課長。

●佐藤企画課長 説明第1号、情報通信基盤整備事業の施行について。

平成21年度において、次のとおり情報通信基盤整備事業を施行することとし、第2款総務費に計上しております。

記といたしまして、1、事業概要。事業名、情報通信基盤整備事業。予算額6億3,300万円。事業内容、光成端架、これにつきましては、電柱に乗せるボックスということでありまして。及び線路整備、光ケーブルの配線264キロメートル。局舎施設、これにつきましては、通信中継施設となるものであります。それに対する電源の供給施設とあわせて1カ所ということでありまして。裏面の情報通信基盤整備事業施行位置図をごらんいただきたいと思っております。

ごらんのとおり、本施行位置図における網かけの部分が本事業の実施エリアとなります。なお、局舎施設及び電源供給施設の予定地は図面にもありますとおり、茂岩末広町17番地の1、町有地内を予定いたしております。

表のページにお戻りをいただきたいと思っておりますが、2といたしまして、契約の方法につきましては、一般公募により、企画提案型の随意契約となります。これはあらかじめ作成されました仕様に基づき、事業の施行に要する経費及び設置された回線の賃貸借により通信サービス事業者として、提供可能なサービス及び回線使用料の設定額並びに各種サービスの提供に関するランニングコスト、回線保守料等の総合的な提案内容を公募いたしまして、その優位性を審査して契約をしようとするものであります。

なお、理事者及び職員による審査委員会を組織いたしまして、その優位性の審査に当たることと予定をしております。

以上でありますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

●小野木議長 質疑を受けます。

6番大谷議員。

●6番大谷議員 7目の企画費の中に公有財産購入の土地購入費がのっております。このことは空き地、空き店舗対策として市街地の活性化に期するためには、私はいい事業だというふうに思っておりますが、今後について関連で質問したいと思っておりますが、この購入後においては、北海道森林整備加速化林業再生事業の予算を見て整備されるように聞いております。今、新しい政権が誕生したわけですが、農林水産省のこれにかかわるそれら9割近くの予算が執行を見合わせているという状況にあるというふうに聞いております。今後のこれの計画について、計画どおりいくのかいかないのかお伺いしたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 御存じのとおり、きょうが新しい新政府がどうか内閣ができると伺っております。今、現在のところでは私どものところには情報は入っておりませんが、新聞報道によりますと相当予算の組みかえ、見直し等が出るやに思われます。

今後、早急にそういった情報を収集しまして、該当するものがあれば速やかに予算をかえると

どうか、変更していきたいと思いますけれども、今の段階ではそういった情報が全く入っておりませんので、この事業については引き続き執行したいというふうに考えております。

以上でございます。

●小野木議長 6番大谷議員。

●6番大谷議員 今、お答えいただいたわけですが、もし、それがつかなかったらかえの予算を探すということで、よろしいですか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 もし予算がつかなければ別な方向というか、その木材等以外でも検討して、できるだけコストのかからない方法で市街地の活性化に十分取り組んでいきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、最悪の場合は単独でもやる考えでおります。

以上です。

●小野木議長 ほかに、質疑ありませんか。

3番菅谷議員。

●3番菅谷議員 先ほど課長のほうから説明ございました、ブロードバンドの件でございますけれども、3%の地域が圏外ということで、以前に説明あったわけでございますけれども、このことについては、町内で情報格差が生まれるわけでございますけれども、現段階では、今の説明では状況に応じて個々に対応するという、それも検討するというような極めてあいまいな表現の仕方ですけれども、これらについてははっきりした対応の仕方というのができないのかなと思っておりますけれども、その辺について町長の考え方をお伺いしたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 今現在、テレビでいいますと、アナログが見えても地デジになると見えなくなる場合がある。光ファイバーでもその光ファイバーの引っ張るといって、その行くところまではもう完全にこれはインターネットの対応できますけれども、どうしても光ファイバーの届かない、行かないところについては、先ほども何回も課長からも申し上げましたとおり、現在の業者ではそこまで、例えば光ファイバーを引くということになれば、町村の負担が、今現在試算はしていませんけれども億単位近くになるのではないかと考えております。

したがって、私どもの町の財政ではなかなかそれに対応するものがないものですから、どうしても国の助成、交付金等々で対応できる範囲内しか今の段階ではできないような状況でございます。

今後また、先ほど当初に言いましたテレビのこれから数年後始まる地デジについてもそういった状況が出てくる可能性が出るわけでありまして、今後十分そういうことは個々に検討してまいりますけれども、光ファイバーの部分につきましては、現状の業者との接点ではそこまで延長することについては、非常に厳しい。もしやるのであれば、先ほど言いましたように町単独、もしくは

は町の財政において負担をしなければならないということで、生活環境には多少差が出るけれども、現在ではどうすることもできないような状況でございますので、御理解いただきたいと思っております。

●小野木議長 答弁、佐藤企画課長。

●佐藤企画課長 議員から御質問のありました区域外の3%、約45世帯ということでありませう。

既に御承知のとおり、この事業区域外の天津市街地域については、おおむね4キロの円周の範囲内でADSLの利用が既に可能になってございます。これらを除くエリア外の該当者が45世帯ということでありまして、多くは長節、湧洞、旅来地区に点在をされております。

対応策といたしましては、現在既にサービスが可能になっております衛星通信による通信サービス、これは例としてはIPスター衛星ブロードサービスというふうな企業名のサービスが挙げられます。並びに携帯電話回線による通信サービス、例を挙げさせていただきますと、NTTドコモによる高速通信サービス、eモバイル、au、ソフトバンク等によるサービスが現在全国的に展開されております。

ちなみに、NTTドコモの通信サービスのエリアが本年の11月から、長節、湧洞エリアにも拡大される予定になってございます。これらのサービスを個々の通信環境、45世帯の通信環境、あるいは45世帯の皆さんの御希望、そういったものを私どもで調整をさせていただく中で、何が希望にかなうのかというふうなことで、光ケーブルを利用した通信サービス以外の部分で対応させていただくということと考えております。

以上です。

●小野木議長 3番菅谷議員。

●3番菅谷議員 今の課長の説明ですと、NTTドコモが新しく衛星アンテナを立てるという意味合いなのですか、そこをちょっと理解できなかったのですけれども。管内でも御承知のとおりだと思いますけれども、衛星ブロードバンドやっているところも実はあるわけですよ。そういったようなところで救済できないのかなというの、もう一つは、先ほどこの説明資料にもございましたけれども、574局区域だけなのですよ。そういたしますと、予算的に光ファイバーを通すということになりますと、先ほど町長のお話ですと、やはり相当な億単位の財源が必要だと、こういう話でございますけれども、574局の範囲というのは、例えば湧洞ですと、アイシンまで行ってますよね。あそこは574局ですよ。だから旅来にしても学校のところまで行っておりませんけれども、もとの伊井田さんのところまでは、あそこは574局の範囲内ですよ。そうしますと、そんなに僕はお金はかからないのではないかと、私素人判断でございますけれども、この前の全員協議会の中で、キロ260万円だったでしょうか、250万円と言っていましたか、そのぐらいのお金がかかるということであれば、例えば湧洞の場合を例に挙げますと、アイシンから例えばあそこの田頭さんのところまで、例えば光ファイバーを持って

いったとしても、そんなに5キロも10キロもあるわけでもないですよ。

それともう一つ、旅来からもとの学校のところまでといったほうが、見やすいのかもしれませんが、10キロ範囲くらいですから、いってみると、二千五、六百万円でできる話でないかなど。ただ、大津は先ほど説明ありましたADSLでカバーしていると、こういうことでございますから、あそこは御案内のとおり漁協もありますし、支所もございます、郵便局もありますよね。そういった公的な施設もございますので、それはそれでカバーされている。でも、やはりその光ファイバーよりどちらかというと鮮明でないのではないかと。そういう中で、必ずやはり情報の格差というのはそこにも生まれているわけですよ。それ以上に今の3%といいましたか、45戸のところ、私住んでいるところでございますけれども、そこは本当に限界集落と言ってもいいようなところに光が一つもないと、いってみると、町長はここは切り捨てたのでないかと、情報を切り捨てたのではないかと、僕はそう言いたいくらい実は思っておるのです。ですから、その辺のことはしっかりともっと考えていただきたいと思うのですよ。

先ほどの行政報告の中で検討しますなんていうことでは、僕はおさまらないような気がしてならないのです。ですから、少なくとも今の課長の説明で衛星で11月から対応できるのであれば、あるようなちゃんとした日程をきちっと計画出してほしいと思っておるのですけれども、町長、どう考えてますか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 実際、現在光ファイバーもそれから距離でやって実際幾らかかるかというのは、今の現在段階で私どもは6億何ぼというのですけれども、個別にさらに引っ張った場合については条件違ってくれば相当またお金もかかるのでしようけれども、そこまではまだ積算はしてないと思います、業者の方も。

ただ、私、今言った光ファイバーは将来必要とされることは間違いないのですけれども、例えば、教育を受けるとか医療を受ける場合は、これは地域全部等しくしなければならぬのですが、今の段階は、どうしても対業者があつて、採算性の問題がありますから、集中されたもの、電波の行きやすい部分が優先的になってきて、今菅谷議員がおっしゃるとおり、そちらのほうまで引っ張るという約束をもし仮に私どもですれば、何らかの形で財源捻出しますから、財源はありませんので歳出のほうで切り詰めていただいて、そちらのほうに財源を向けるような形になると思います。

ただ、私は正直言って、切り捨てるのではなくて、総合的に財政の分担というか配分を考えたときに、やはりどうしても必要であっても、その財政上非常に逼迫するような財政の組み方というのを町長としてはやっぱりできないわけで、決して切り捨てるのではなくて、今の財政力ではそこまでしか延ばすことができないような状態で、今仮に菅谷議員がおっしゃるとおりやるような形になれば、少なくとも今の6億円どころか、それから先はどうしても単独事業にもし入るとし

たら、相当な金額の負担があるのではないかというふうに思っております。決して行かないところに光を切るわけではなく、総合的な判断でどうしてもその間については、やっぱり今の段階では我慢していただく。

それから、これからどのような方法で検討するかというのは、これは相当な技術だとか、我々素人では判断することは全くできないような状態でございますので、十分いろいろな策を講じて、できるだけ財政的な負担がかからないような形で町内格差のないような方法で行政するのが当然かと思えます。内部でまた十分その検討なんて言ったら我々では答え出すことできませんけれども、そういった専門的な業者の方と十分協議し、情報収集して答弁のできる時は、またその部分について答弁したいというふうに考えております。現在の段階ではそのような方法で取り進めたいというふうに思っております。

●小野木議長 3番菅谷議員。

●3番菅谷議員 大変言いにくいことも言わせていただきましたけれども、町長、しっかりとやってもらわなかったら、その地域だけは抜かしていいのだという、いわゆる税金だってみんな同じに納めているわけですからね。その光ファイバーが行かないからということでもないのですけれども、この小さな町の中で格差を生じるようなことをすべきではないと僕は思うのですよ。お金がかかるから大変だと言いますが、それはわかるのですけれども、やはりこれはやっていただかなかつたらならないと僕は思っているのです。そのことだけはしっかりと申し上げさせていただきたいと思えます。

以上です。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 正直言って、今、担当者と話しましたけれども、概算でも2億円以上かかるそうでございます。議会で皆さん御理解いただければ、2億円捻出しなければなりませんけれども、本当にその格差をなくするために、今、2億円ぐらいかかるものを投入するということは非常に財政的に厳しいかと思えます。行けるところだけでも財政事情でやらないのでなくて、今一番やっぱりコストの大変なときには、何としても事業を展開することは、今、菅谷議員からも指摘されましたけれども、今の段階では無理というしかお答えすることはできないのですけれども、先ほど言いましたように再度どういう方法でそちらのほうにそういった情報を提供できるか、十分また検討というわけにもいきませんが、十分調査してそのいい調査情報がありましたら、報告したいと思えます。よろしく願いいたします。

●小野木議長 5番大崎議員。

●5番大崎議員 ちょっと関連して実情は非常に今説明あって、このブロードバンドの設定については理解したのですね。やはりこれは本町のこういう自然環境というのか、立地条件というのがやはり左右しているのだなということで、町民はそれだけの負荷をやはり受けなければいけないか、精神的にも、あるいはこういう先端の設備についてはそうだなと、こう理解して実務課長

のほうで、これの対応についてはこういうことを早晚やってまいりたいということについても、これは理解しなければならないなど、こう思うのですね。

それで、この議会でこの予算が議決した後について、今、菅谷議員も心配しておりますでしょうから、そういうような話の地域の方の関係もあって、このことについての行政として、それから実務者の窓口として町民にどうこのことについての啓蒙と、それから教育と、それと協力をいただくスケジュールというのは、どういうふうになっているのか、ただ、議会が通れば予算が決定して、それがこのスケジュールどおりに進めていくのでしょうかけれども、それについての特に3%の45戸については、それらの実情というものを熟知していただけるような、そういう指導というものをされるのかということをお聞きしたい。

それから、でき得れば、この今、町長は非常に苦渋の説明しましたけれども、この地域に対しては、それでは当面この代替は対応はしますが、ややもすると状況変化が起きる場合、あるいは長期的に本町としてのこのブロードバンドの100%普及というものについては、考える余地というのは当然持っていると思うので、その辺についてはこれは当面現段階でどういう考え方でいくかということをお聞きしたい、検討するというのも先ほど何回か聞いてますが、もし他町村との対応等も私はちょっと気になるので、そういう意味から見ると本町では先ほど言ったような町民啓蒙と、それから今後のスケジュールというものを、もしとらえていけばその辺の説明をいただきたい、こう思います。

●小野木議長 答弁、佐藤企画課長。

●佐藤企画課長 御説明をさせていただきます。

45件の対応スケジュールでございます、まず。これにつきましては先ほど町長の答弁にもございましたとおり、本事業の補助裏に当たります公共投資臨時交付金につきましては、政府の動向が大きく影響を及ぼすような雰囲気にあります。現在、内示をいただいておりますのは、ITC交付金と言われております本件にかかる補助金に相当する交付金2億1,000万円。これにつきましては内示をいただいておりますので、議決を受けた後に補助申請というふうなことでスケジュールを組ませていただいております。ただし、補助裏の先ほど申し上げました公共投資臨時交付金が確定をしないうちには、私どもとしては事業に取り組むわけには正式にはまいりません。ですから、最悪本年度なしということになれば、本予算についても最終的には凍結、あるいはその後に補正減というふうな動きもあり得るかと思っております。

ただ、町としましては、今回のこのチャンスを逃せばこの事業は二度と今後取り組む可能性は非常に低いというふうな形の中で、せめて救える地域はこの時期に救いたいというふうなことで、しばらくは国の動向待ちということになるろうと思っております。その間に何をなすべきかというのは、これら本事業からこぼれておられる3%、45世帯と見込まれる方々に対する町としての考え方、全町的な考え方並びにこれらの方々個々の事情に応じた対応の可能性、それぞれの可能性をお示しした上で、個々の希望に沿った事業の展開を町として考えたいと。これはこのITC交

付金に関する事業と並行して進めていきたいというふうに考えております。

全町的なPRにつきましては、既に農協等を通じて、光ケーブルの供用開始後の、例えば希望ですとか、プロバイダー契約、そういった部分での御説明は既にさせていただいておりますし、陳情もいただいておりますし、仮申し込みというふうなものもいただいております。そういったことの中で、農業関係を中心にそういった展開をいただいております。

ただ、茂岩地区の既にADSLを利用されている方々が光サービスにスムーズに転換をしていただけるのかどうかというような問題が、今後プロバイダー契約数を伸ばす上で大きな課題になってきますので、そういった意味では、事業の実施が可能になった時点で、初めて公表をさせていただこうと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

●小野木議長 ほかに、質疑はありませんか。

1 番藤田議員。

●1 番藤田議員 あわせて、ブロードバンドについてお伺いしたいと思います。

この光ケーブルというのは、いろいろな形と使い道があるかに聞いております。一つは、携帯電話のアンテナを末端につけて、それを通した形で通信が可能になるとか、先ほど町長がおっしゃられましたような、地デジの配線を利用しながら映像が見れるというようなことも聞いておりますけれども、今後地デジの難視聴地域が出てくるかに思います。その辺についてもそれを利用した形で行うのか、今後何か別の方法を考えているのかお聞きしたいと思います。

●小野木議長 答弁、佐藤企画課長。

●佐藤企画課長 御答弁申し上げます。

現時点で実施可能な方法といたしまして、携帯電話の不感地区につきましては、携帯事業者と事業実施主体であります町とで、光ケーブルを使用して簡易アンテナを各出先に立てることが可能になります。ただ、これも先ほど町長申し上げましたとおり、サービス提供事業者がその必要性を認めてくれて初めて実施可能になるわけでありまして。ですから、末端で1世帯、2世帯のために簡易アンテナを本町が設置した光ケーブルを通して設置をしていただけるかどうかという問題につきましては、これからの私どもと携帯事業者との協議というふうなことになってこようと思っておりますが、工法的には可能であります。

もう1点、光を通したテレビの受信サービスの関係でありますけれども、既に御承知のとおりNTT東日本では、光テレビというふうな形の中で既にサービスが展開されております。ただ、本町の供用開始に本町に対してそういったサービスがすぐ当てはまるかどうかは、ちょっとまだ不確定要素であります。現時点ではNTTの光テレビに関して申し上げますと、札幌放送局レベルまでのローカル放送については対応をされているということでありまして。ただし、本町に光ケーブルが設置されてテレビサービスが提供されたとしても、帯広放送局からのローカル放送が見れない可能性はしばしの期間あるやに聞いております。

以上であります。

●小野木議長 1番藤田議員。

●1番藤田議員 先ほど、菅谷議員がおっしゃったようなことなのではございますけれども、携帯電話は今もう必需品で、使えないのは本当の過疎地域、町にいてなぜ使えないのかというふうに見下されているようなことではございます。地区においてはやっぱり携帯電話は通じない、そうして不便を期している方がおります。ぜひそう格差ができないように今後とも要望して、この光ファイバーを利用した形の携帯電話が通じるような策を今後とも続けてほしいなと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 先ほども、大変財政的な問題言いましたけれども、まだまだこれから進む光ファイバー以外に非常に難聴といいたいでしょうか、これから始まる地デジについても今アナログ見えるけれども、地デジが見えなくなる。全くテレビを見れない地域も出る可能性があるのだそうです。

私は、今言ったインターネットの場合については、光ファイバーが量だとか速さありますけれども、遅くてもそれなりに立ち上がって作業をするには今の豊頃町の中では、ある程度どこの地域でもできますけれども、テレビについてはやっぱり日常生活に欠かすことのできないものから、私一番心配しているのは、アナログの電波しか行かなかったテレビに、地デジの電波に移行したことによって見えなくなる、全く両方とも見えなくなる地帯をどのように農家の方、そこに住んでいる方にどのようにして救うかのほうが、私は正直言って心配なのです。

これからも担当者と話してまず電波を調べる場合については、専門的に調査してとれないところは、例えば釧路のほうのこういうような電波を拾うとか、別の電波を拾って、それこそテレビは全町村で見れる、全世界で見れるような、そして見れない世帯をなくしたいということを私は優先的にやりたいなと。

先ほど言います光ファイバーについては本当に、今の段階では行けない地域については申しわけないと思いますけれども、これも何らかの方向で十分専門的な分野で検討していただきまして、できるだけ前向きに検討して、ただ、何回も言いますけれども、そこに莫大な費用を投入することだけは、ひとつ私としてはなかなか、その地域の方でも例えば、高齢者が多くてもうそういった機器についてはなかなか扱えない方もいらっしゃると思いますけれども、できるだけ前向きに検討してみますけれども、今の段階ではやっぱり時間がかかるかなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

●小野木議長 11時15分まで休憩します。

午前11時07分 休憩

午前11時15分 再開

●小野木議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を受けます。

質疑ありませんか。

1番藤田議員。

●1番藤田議員 このブロードバンドについて、もう一度お伺いしたいと思います。

この補助で行政としてどこまでの事業をやるのか、幹線までが事業なのか、枝線までこの事業で行うのか、その辺詳しくお聞きしたいと思います。

●小野木議長 答弁、佐藤企画課長。

●佐藤企画課長 お答え申し上げます。

御承知のとおり、本線につきましては豊頃町が実施主体となりまして、豊頃町の財産として情報事業者へ貸し付けると。それで賃貸契約の中で利用料をいただくということになります。実際設置後に事業者がサービスを提供しようとするときには、個々とプロバイダー契約を結んでいただく中で、事業者が個々の庭先まで配線をするというふうな形になろうかと思っております。

以上です。

●小野木議長 先に進みます。

4項選挙費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 5項統計調査費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 3款民生費、1項社会福祉費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 2項児童福祉費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 4項衛生費、1項保健衛生費。

3菅谷議員。

●3番菅谷議員 ここに30万円のインフルエンザ対策費用がのっていますが、これはマスクかなんかを予定されているのか、それとも消毒薬を予定されているのですか。

●小野木議長 答弁、吉村福祉課長。

●吉村福祉課長 実は、十勝管内におきましても、8月の20日から新型インフルエンザが非常にはやっております、9月14日までの間に集団感染が32件、感染者が151人と非常に増えてきてございます。それらのことから、本町におきましては9月4日に、それを予防するための予算ということで30万円予算を計上させていただきました。

基本的には何をするかということでございますけれども、まず、消毒液ですね、まず各施設の手洗いを励行していただくということで、予防のアルコールを購入する。また、マスク等も購入をするというようなことで予算を計上しております。基本的には予防に使う経費ということでございます。

●小野木議長 5款農林水産業費、1項農業費。

もとへ戻ります。

1 番藤田議員。

●1 番藤田議員 インフルエンザの件についてお聞きしたいと思います。

この件については、新聞報道なりテレビ報道で新型インフルエンザが流行期に入っているというふうな形で今報道されております。本町においては、どのような状況になっているのか、また、その対策として今消毒液ということがお話しありましたが、予防がこれで完全だとは言いきれるものではないかと思えます。いろいろなところで集団的に発生しますと、学校においては学級閉鎖、また父兄につきましてはどうなのかというふうな形で広がっているような可能性がありますし、社会的には大変な事態になるのかなとも思いますが、その辺がどのようになっているのか聞きたいと思えます。

●小野木議長 答弁、吉村福祉課長。

●吉村福祉課長 本町においてのその予防対策の関係でございますけれども、先ほどお話をいたしましたように、9月4日の日に担当する部局で協議をさせていただきました。

まず、本町が抱えている公共施設、役場から始まりましてそれこそ地域にあるコミセンまでございますが、これらの施設につきましては、予防用のアルコールを設備するというところで進めてございます。また、保育所におきましては、うがい、手洗い、また発熱した場合の保護者の対応をどうするか、これらについても保護者に対して通知をさせていただきます。

また、学校の対応でございますが、今、学校におきましては児童の手洗い、それから職員に対する来客者ですね、これらにつきましては消毒を今励行させているというふうな状況でございます。また、一番高齢者に感染してはならない部分でございますが、その患者輸送車の関係でございますが、患者輸送車につきましても乗車する際には消毒をさせ、また、一日終了した段階においては車の中を消毒すると。また大事な運転手がこの新型インフルエンザにかかるとは大変なものですから、今運転手につきましてはマスクをして運行しているというような状況になってございます。さらに、会議等がございますが、会議等につきましても消毒を徹底させるということで取り組んでございます。

また、集団感染が発生した場合においては、当然保育所、学校等については閉所、または休校の措置をとるというふうなことで考えてございます。

以上です。

●小野木議長 7 番藤長谷川議員。

●7 番長谷川議員 昨今、いろいろ言われておりますインフルエンザですね、私、町の対応の仕方がちょっと甘いのではないかと思いますね。これから非常に発生する。本町豊頃町、幕別町、帯広市とか、そういうことでなく、うちの町に決してインフルエンザがはやらないということはないと思いますね。ですから、やはりもっと当然学校ですか、保育所、そういうたくさん集まる場所に対応するのは当然のことですし、どこでもやっていることです。事業所ですとか、人の多くいるところ、例えば地域の話を見せてもらって申しわけないですけども、今、大津は漁場

が建てられておりますね、そこにやっぱり20人ぐらいの人が常時食事をともにして生活しております。そういうところの対応はどういうふうになっているとか、やはり行政のほうでその辺を把握するべきであろうと思う。そのことによって、その人方もインフルエンザに対する予防の意識というか、そういうものが高まりますし、場合によってはもしそういう消毒液が設置されていない場合は、明日にでもいいですし、本町に予算がなければこういうものを備えておいてくださいとかと指導するとか、もっときめ細かい対応をしていくべきでないかなと思います。

私、発生したら、もしインフルエンザがどこかで発生したら大きな問題になる。そのときに対応してももう遅いわけですね。それと町民の人がもしかかった場合に、本町の病院で対応できますよということをきちっと言ってもらえれば、町民も安心するわけですね。ですから、もしかかった場合にどういうふうになるのかなという心配も持っている、特にお年寄りには多いのではないかと思いますから、そういう啓蒙も必要でないかと、予防も含めてその辺についてもう少し踏み込んだ考えがないのかお伺いをいたします。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 インフルエンザの対応については担当課、さらに関係課協議を今まで何回かしております。特に公共施設を利用する方については必ず手を洗ってくださいということで指導しております。今、長谷川議員おっしゃる事業所等については、私どもでは積極的に入っておりませんが、一番心配なのは御存じのとおり人の移動が一番多いところ、子供たち等々ですけれども、あとイベントですね、往々にして家庭内で移動がないところについては、外部から入ってきませんが、今おっしゃるとおり、これからさらにインフルエンザがふえるだろうという予測でございますので、今後さらに内部で十分検討しながら、そういった形で住民に徹底してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

●小野木議長 先に進みます。

5 款農林水産業費、1 項農業費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 2 項畜産業費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 3 項林業費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 4 項水産業費。

5 番大崎議員。

●5 番大崎議員 水産業費のところの17節ですが、これは従来も何度も質問とお願いをしたことがあるのですが、公有財産の購入については、やはりどの場所なのかなというところを明確に示されるべきではないかなということをお願いしたことがあります。今般は間に合わないにしても、その説明と、それからこれを購入される目的というのがあるはずなのですが、それについ

での説明をいただけますか。

●小野木議長 答弁、金川産業課長。

●金川産業課長 お答えいたします。

用地の買収する土地でございますが、2筆ございます。大津港町39番の3原野、1,269平方メートル。同じく大津港町214番雑種地、2,335平方メートル。合わせて3,604平方メートル。坪に直しますと1,092坪でございます。

この土地につきましては、大津漁港入り口、道道大津長節線に挟まれた土地でございます。現在漁船の巻き揚げ施設、それから上架施設、そして船揚場の背後地でございます。これらの土地につきましては、現在これらの船揚場が不足をしているということでございまして、これらの用地に供するために購入をしたいという考え方でございます。

それらの整備については、現在船揚場斜路については漁港整備等で整備を終了してございますが、現在それらの不足するものについて、国の漁港整備並びに道の事業、それら種々現在検討しているところでございます。

●小野木議長 5番大崎議員。

●5番大崎議員 今の説明で大体想像つきましたが、これは個人の所有地ですか、それとも何か別な現状としては所有者はどなたなのかという、固有名詞は要りませんが、個人の土地なのか、それとも公共のところなのか、そういう点についての説明をいただきたいのですが。

●小野木議長 答弁、金川産業課長。

●金川産業課長 この土地につきましては、個人の所有地でございます。

●小野木議長 先に進みます。

6款商工費、1項商工費。

5番大崎議員。

●5番大崎議員 これは前回の全員協議会で出された説明の概要だったと、あのときの概要だったと思うのですが、実際にこの次の24ページにまたがっていますが、商工業の振興についての非常に私はそういう意味では今回の内容については、これは金額しかわかりませんが、その辺についての説明をもう一度いただきたいということが一つ。まず、それでよろしいです。

●小野木議長 答弁、佐藤企画課長。

●佐藤企画課長 御説明をさせていただきます。

かねてから茂岩本町、特にポケットパークの噴水の斜面を利用して、商工会茂岩支部が冬期間イルミネーションの設置をしてきたところであります。あわせて、豊頃駅前並びに大津地区につきましても、これはコミセン前3カ所、これらについて今とはちょっと違った形で電気の消費を減らす、あるいは資材そのものの耐久性をもっと確保するというふうな形の中で、もうちょっと良いものを設置する中で、特に設置に当たって各支部の商工会支部の会員の皆さんの高齢化、設置の困難さ等も配慮する中で、ここ2年ほど各支部、あるいは商工会と協議をさせてい

ただいたところであります。

特にメインになりますのが、茂岩本町のポケットパークの部分でございますけれども、常設のイルミネーションのタワーを1基、これは高さが8メートル程度のものでありますけれども、今のインターロッキング部分の一部利用をして、常設のポールを設置する中で、各イベントですとか、冬期間はもちろんイルミネーションを設置することによって市街地の空洞化、あるいは閑散化対策に対応をしたいということで、商工会のほうから要望をいただいたところであります。

豊頃支部、あるいは大津支部、この2カ所につきましては、常設のものではなくその必要な期間だけ置いて点灯するというふうな仕組みのものになろうかと思えます。事業費といたしましては、茂岩支部が305万円、内訳といたしまして、支柱設置等工事一式105万円、ツリーの装飾が200万円、豊頃支部につきましては、概算経費がクリスタルタワー及びクリスタルピラミッド一式50万円、ツリー装飾25万円の75万円、大津支部につきましては、クリスタルタワー及びクリスタルピラミッド一式35万円のツリー装飾15万円の50万円、合計430万円というふうなことで、それぞれLEDを利用したイルミネーションの設置を予定させていただいているところであります。

なお、本事業につきましては、特別交付税で措置をされます頑張る地方応援プログラム、本年度につきましては、豊頃町合計上限で3,000万円を予定しております。この対象事業として取り組みたいということであります。今後の維持管理につきましても、商工会並びに商工会各支部で電気代、あるいは損耗による取り替え等についても対応をしていただくということで、初期設備の経費について、本町から補助金というふうな形でお渡しをするというふうなことで計画をしたところであります。

以上です。

●小野木議長 5番大崎議員。

●5番大崎議員 内容については説明あったとおり、これもまた予想しているイメージなのですが、3カ所ということで従来のイルミネーションよりも良質な精度の高いもので、それでまた省力化を図れるのではないかと飾り物だということの理解はできました。

それで、補助により商工会へ設置させるということは、後半の今課長のところが非常に懸念される、危惧される場所なのですね。これは設置されてその運営と管理という問題が大事ではないかなというふうに思うわけでありませう。

また、これはひとりよがりのところもありますが、商工会の茂岩支部、あるいは大津の商工会の大津支部、豊頃駅前豊頃支部ということで分担するような格好になりますが、もとをただすと今後の利用経費、管理費というのは商工会員の会費負担、あるいは行政からの補助金や道からの補助金というものを充当するような格好になるのではないかなというふうに思います。

これが例えば、省力化でこの電気料、あるいは補修料というものを負担されるでしょう、受けた支部は。これの当初は問題はないかなと思うのですが、将来的にこれは飾りますと、現状のポ

ケットパークのイルミネーションの破損度合いというのが非常にこれ冬期も設置してありますから、現状を見ると私は今まで相当茂岩支部は負担していたのであろうと思います。数字はとらえておりません。そういうことから見ますと、でき得れば、これは行政の一つの観光振興という意味から、将来的にその商工会に対してはメインになるこのイルミネーションに対しての考え方を、ひとつぜひとも前向きに考えてもらえないだろうかという、これは期待感を含めた質問なのですが、その辺の考え方は唐突かもしれませんが、ひとつお考えをお聞かせいただきたいと、このように思います。

●小野木議長 答弁、佐藤企画課長。

●佐藤企画課長 申しわけありません。

先ほどの段階でちょっと申し添えればよかったのかもしれませんが、既に毎年今計上させていただいているような名目とあわせて、市街地環境整備事業ということで、商工会には地域振興事業というふうなことで20万円交付をさせていただいております。商工会からあった要望の中では当然、今後の補修あるいは維持管理費についてのくんだりもございまして、これらの町単費による例年交付されている20万円の補助が今後も継続いただけるということであれば、これをこれらの管理費に充当をしたいということで、商工会のほうからもお話をいただいておりますので、町としても当然それに対応したいというふうなことで、事業の実施と今後の維持管理についてセットで考えているところであります。

以上です。

●小野木議長 5番大崎議員。

●5番大崎議員 私がちょっと懸念しているところは、そういうようなことで状態把握の中でまた弾力的に考えていただける可能性はあるなというところを含んで、期待を込めて理解をしたいと思っております。

もう一つこの件について、作業がこれは1回今年、これからのシーズンにセットします。しますと、それを取り外します。またシーズンになるとセットをするというようなことになるのかなと、こう想定しているのですね。これをこれは考え方なのですが、この商工会にすべてを任せるということではなくて、本町でいろいろと議論されておりますが、このメインストリートのこのデザインをするための、今課長がお話しあった、いみじくも元気の出るこういう名前の名称の補助金なのです、事業なのです。ですから、せっかく豊頃町のメイン通りがそのように華やかになるということになれば、でき得れば商工会だけでなく、支部だけでなく、教育委員会、あるいは学校運営の校長会議あたりでもいろいろと御相談なさったり、あるいは子供プラザの保育園の管理者等にも相談をしながら、大津は大津で結構です。小学生もいます。それから茂岩は小学校も中学校もあります、保育所もあります。そういう子供たちに対して愛町する町を飾るという、そういう教育的な配慮というのもの、あるいは心理的な啓蒙も私は考えていくべきであらうと。そういう団体だけの支部の役員だけでやっているということであれば、ちょっともっ

たいないという感じをしているのですね。

これはどうなのでしょう、全員の方に来てるかもしれませんが、きのうの段階で豊頃中学校の全校生が、町並みをボランティアで清掃しますという通知来てます。これ私はすばらしいこの校長の発想かもしれませんが、やはりそうなる生徒だけに中学生だけに、そのことをお任せしてよかったということにならないだろうと思うのですね。清掃する場所が実線と点線で書いていました。そういう意味から、その町内会の皆さんや町民が、町長が一つのまちづくりのそういう方針を出している協働のまちづくりという意味から、こういう機会を先ほどのイルミネーションを含めて進めるべきであろうというふうには私は思いますが、その辺についての考え方を、これは執行者の町長よりぜひお聞きしたいと、こう思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 今度建設されるイルミネーションについては、当然子供たちも今までどおり点灯式なんかは子供たちも参加して、それぞれやっております。もちろん町並みですから、一部観光振興、行政の分野もあろうかと思えます。今後商工会のそちらの担当課と十分協議して、本当に子供たちも参加ができる分野がどのぐらいあるのか、またどういふところで子供たちにPRして参加させるべきか、十分検討しながらいきたいというふうには思っています。

したがって、今後の維持管理費についても初めてのケースですので、本当に商工会だけにその経費を持たせて良いものか、今まで出しているお金に、さらにまた上積みが必要なのかどうか、今後十分またその検討しまして、次回の予算でももし必要であれば計上させていただくというふうには考えております。

以上です。

●小野木議長 先に進みます。

7 款土木費、2 項道路橋梁費。

5 番大崎議員。

●5 番大崎議員 連続申しわけないですが、この道路橋梁費、ここもどこ、これ何カ所の橋をこういう補修・修繕するのかなというところを説明いただけますか。

●小野木議長 答弁、石塚施設課長。

●石塚施設課長 補修箇所のお話かと思いますが、現在25カ所程度を予定しております、補修の内容としましては、道路の段差、陥没、それからいわゆるクラックと申しては、割れ目ですね、それから側溝の補修と、こういうようなものを予定しております。

●小野木議長 5 番大崎議員。

●5 番大崎議員 済みません、聞き逃しました、25カ所ですか。これは道路ということ、全長なのですが、これは25カ所ということは、本当に補修しなければならない目立つところということピックアップされたのでしょうかけれども、こういうようなところというのは、実際見て歩いて今後まだまだあるのかなのか、あるいはこの時期だけでこれで終わるのかどうなのという

ところは、どうでしょう。

●小野木議長 答弁、石塚施設課長。

●石塚施設課長 現在、町内においてもいわゆる政府の臨時交付金でオーバーレイ、いわゆる舗装の補修工事を施行している最中でございますけれども、いわゆる豊頃町の舗装延長というのは約200キロ程度ありまして、もう老朽化が相当進んでいる現状にあります。やはり国道、道道においても頻繁に補修しているように、強度においてもやはり10年を経過しますと、豊頃町の場合はいわゆる地下水位の高い泥炭土壌なものですから、凍上によりマンホール等が飛び上がって除雪のプラウに引っかかって、大きな破損を生じるとか、いわゆる逆に路面が陥没してマンホールが飛び上がってくるような現状、そして、車道を通行する際に舗装道路の水がたまって、歩道の通行不能になるというような状況にあります。

それで、今後の見通しですけれども、相当数の事業量を抱えておりまして、いわゆる予算査定の段階でもいわゆる悪いところ、非常に除雪の影響、それから通行人に水はねするような、そういうような悪いところから順次やっている現況にありますし、目視による調査ですけれども、全町的にはうちの職員が常時把握するような形、それから例年行っております行政区からのいろいろな要望事項等も踏まえて、これらの予算を計上させていただいているところでありますので、よろしくお願いたします。

●小野木議長 5番大崎議員。

●5番大崎議員 今、状況は非常に、課長から説明ありましてわかるのですが、実はこの道路橋梁費の項で、ここでなぜ私がこういう質問をするかということ、過去にもうまる7年過ぎましたが、十勝沖地震のときの本町にかかっている橋梁、これは大きい小さいにかかわらず橋梁があるのですね。この橋梁の作業の中で、地震の震動でずれた、欠けた、下がった、こういうものを实际的に写真で撮って、そういう資料をいただいたことがあるのです。これは本町だけのです。そういうものをいただいて、私も控えがあるのですが、このことかと思ったのですね。それで、今聞きましたら、それではなかったのもっと大事なところはいつ起きるかわかりませんが、あのようなマグニチュード6以上の地震が来たときの本町にかかっている小規模、中規模のそういう橋梁の耐久というのですか、それは大丈夫かなと。今課長の道路の段差だとか、水たまりだとか、あるいは舗装のクラックだとかというのは、これはそんなに人命に直結する、かかわることはないかと、こう思っているのですね。その辺の考え方で、今後半の予算が膨大にこれ膨れ上がる、完全にこれをするということになると、手当てをするということは予算の裏づけがなければいかんということになります。わかりますが、少なくともそういうような資料が私も参考にして、あの橋かこの橋かというのをとらえているのですが、そういうものをやはり今後学習、研究してもらって、検証していただいて、そういうものも今後半でのお話の中に取り込んでいただければ、より住民は安心して運用できるのでないかなという感じしますので、もしそのことも含まれていけば、一言説明に加えてお聞かせいただきたいかと、こう思います。なければいいと思

います。

●小野木議長 答弁、石塚施設課長。

●石塚施設課長 橋梁についての質問かと思いますが、橋梁については大崎議員おっしゃるとおり、いわゆる昭和40年以降の高度成長期に50年かけてですけれどもつくった橋梁が全国的、全道的、本町もそうなのですけれども、非常に多いということで、国のほうで橋の長寿命化計画というのを立てて計画的にいわゆる補修並びに点検をなさいたいという指示がございます。

それで、繰越明許で平成20年度の予算で橋の長寿命化計画事業現地調査ということで525万円の予算をいただいておりますので、現在発注しております、今調査中でございます。今年中にそれらの現地調査、いわゆる橋梁がどの程度傷んで、どの程度の時期にどの程度の経費をかけるかというものが、全部すべて網羅された形でお示しできるかと思っておりますので、そのような線に沿いながら、豊頃町の橋梁の今後の事業についても検討してまいりたいというふうに考えております。

●小野木議長 先に進みます。

5項施設費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 6項公共下水道費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 8款消防費、1項消防費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 2項災害対策費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 昼食のため、午後1時まで休憩します。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

●小野木議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

27ページ、9款教育費、1項教育総務費、説明。

山本教育課長。

●山本教育課長 説明第2号、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業の施行について、御説明申し上げます。

本事業は、国の平成21年度第1次補正予算に伴い文部科学省が地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業の対象補助事業として、メニュー化した学校教育環境の整備を図る事業であり、当該事業の採択内示を受けたことから、第9款教育費に補正予算を計上するものでございます。

事業概要。事業名、学校情報通信技術環境整備事業、事業予算額、3,892万円、事業内容、デジタルテレビ33台、教育用パソコン82台、公務用パソコン24台、周辺機器一式とい

う内容でございます。

なお、契約の方法は、指名競争入札により行いたいと思います。

以上でございますので、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

●小野木議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。

質疑はありませんか。

1 番藤田議員。

●1 番藤田議員 デジタルテレビ、パソコンということで、以前このことについては整備がされていたかなというふうに思いますけれども、今回は新規なのか更新なのかを聞きたいと思います。

それから、タイプとしてはどのようなタイプを予定しているのか、デスクトップなのかノート型なのか、それでまた、このパソコンの台数は生徒それぞれの個々に対応したものなのか、その辺をあわせて聞きたいと思います。

●小野木議長 答弁、山本教育課長、

●山本教育課長 まず、デジタルテレビの関係でございますが、これについては過去の予算の中で更新というような予算を計上したことがありませんので、今回が初めての予算でございます。

次に、教育用のパソコンでございますが、これについてはデスクトップを考えております。国の事業基準では約児童生徒3.6人に1台を超える整備を行うようという内容でございます、それぞれ小学校においては3.4人に1台、中学校においては2.9人に対して1台を整備する内容でございます。

なお、教育用コンピューターについては、小学校においては平成14年、中学校においては平成13年にそれぞれ整備を図ってきたところでありますが、今回、国の補助事業にのりまして、更新をさせていただきたいということでございます。

次に、公務用パソコンにつきましては、今年の当初予算において計画的配置を考えることとして、既に各小学校に2台、それから中学校に7台を当初予算で施行させていただきましたが、残る教職員の公務用についても、この補助事業によりまして今年度中にすべての教職員に公務用パソコンを1人1台設置するというので、この事業で取り進めたいというふうに思っております。

以上でございます。

●小野木議長 1 番藤田議員。

●1 番藤田議員 それぞれの方がパソコンを利用しながら授業を受けるということは、大変喜ばしいことかなと思うのですが、公務用のパソコンのちょっと中身を聞きたいのですが、ノート型なのか、デスクなのかということと、いろいろな形で報道がたびたび出るわけなのですが、教員がたまたまノート型パソコンを持って自宅で操作して、データをメモリース

ティックの中に入れて、それを落としてしまったと。それによって情報が漏れるのではないかなというふうな報道があります。その辺の対策についてもどのような形をとっているのか、お聞きしたいと思います。

●小野木議長 答弁、山本教育課長、

●山本教育課長 まず、公務用につきましては、ノート型パソコンを考えております。スペース的な問題がございます。それと公務用につきましては、サーバーを設置するような形で情報の一元管理を進めていきたいというふうに思っております。当然個人情報等の管理に当たっても、各学校管理者のもとにそれぞれ情報管理を今も進めておりますが、今後においてもさらにこのことについて、適正に処理されるよう、学校と連絡をとりながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

●小野木議長 1番藤田議員。

●1番藤田議員 今後、光ファイバーが整備されるかというふうに思いますけれども、以前も中学校、小学校については庁舎から電波を飛ばしながら対応しているというふうになっておりますけれども、今後その辺の光ファイバーに向けた対応的なものは整備するのか。今回の整備することによって、それをあわせて考えてやるものかについて、お聞きしたいと思います。

●小野木議長 答弁、山本教育課長、

●山本教育課長 光ファイバーへの切りかえということですが、学校と現在は20年度に本庁舎から各豊頃小学校、豊頃中学校のほうに無線で飛ばしておりますが、今後光ファイバーの設置状況を見て、学校での教育分野における必要性等を十分考えた上で、どちらを選択するか考えていきたいと思っておりますし、今回の予算には当然光ファイバー網の設置については、これから数年かかる状況でありますので、今回の整備予算についてはその切りかえ予算というものは計上しておりません。

以上でございます。

●小野木議長 先に進みます。

2項小学校費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 3項中学校費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 4項社会教育費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 5項保健体育費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 歳出全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

5番大崎議員。

●5番大崎議員 ページ数を申し上げますと、20ページになりますが、3款民生費の1項です。15節になりますが、工事請負費としてオストメイトトイレを2カ所提案されてますが、質問の一つは、現状本町において、あるいは他町の方もいらっしゃるかもしれませんが、本町においてはどのぐらいの利用者がとらえられているかということ、まずお聞きしたいと思います。

●小野木議長 答弁、吉村福祉課長。

●吉村福祉課長 実は、既に2カ所設置をしておりますけれども、この利用状況については福祉課のほうでは把握をしてございません。ただ、オストメイトの該当者については、本町においては5名おられるということでございます。

●小野木議長 5番大崎議員。

●5番大崎議員 この予算の内容からいきますと、える夢館がこれ1カ所になるのでしょうか。それから、大津のコミセンに1カ所という理解でされるのですが、大津はわかります、これはやはり2階よりも1階なのか、あるいは上下やるわけではないでしょうかけれども、これは個数がわかりませんが、この予算からいくと各施設1カ所ずつなのか、その辺ちょっとお聞きしたいのですが。

●小野木議長 答弁、吉村福祉課長。

●吉村福祉課長 今、考えておりますのは、える夢館の1階に設置をしております身体障害者用のトイレの中に、オストメイトの設備をしたいということでございますので、える夢館につきましては1階のトイレに1カ所と、それから大津コミセンにつきましても、身障者トイレが設置してありますので、その中にオストメイトを整備したいということでございます。

●小野木議長 5番大崎議員。

●5番大崎議員 これは町立病院もついているのだと思いますが、利用者というのは非常にそういう意味では、全体の一般的な住民が利用するトイレと、それからその隣あたりにオストメイトトイレがございますよということなのですが、私はどうみても表示をしていない、どの箇所もそういうことを気づくのですが、でき得ればやはり利用者の利便性も考えて、早急にそれらについては使用するというところについての表示を、できるだけ明確にできるような内容というのはできているかどうかということも含めて、ちょっとお聞きしたいのですが、よろしく願います。

●小野木議長 答弁、吉村福祉課長。

●吉村福祉課長 大崎議員が御指摘のとおり、トイレの入り口には表示をしております。ただ、本町におきましては、そのオストメイトを使える箇所というのが、現在は2カ所ということで、それこそ豊頃町に観光に来られた方も利用していただきたいというようなことから、実はそのオストメイトの表示板を、今回事業費の中に予算としてのせてございます。今後におきまして

は、施設の入り口に大きく表示をしたいということで考えてございます。

●小野木議長 ほかに、質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 次に、6ページ、第2表債務負担行為補正について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

1 番藤田議員。

●1 番藤田議員 中身についてお聞きしたいと思います。内容はどのような補助なのかお聞きしたいと思います。

●小野木議長 答弁、金川産業課長。

●金川産業課長 この債務負担行為につきましては、現在国の経済危機対策等で酪農家、大規模家畜の所有者の既存の負債等を整理し、経営が安定するという貸付資金でございまして、現在、21年、22年で450億円が整理されているところでございますが、本町においては酪農家1軒がこれらを借り替えるという資金でございまして、2,920万円程度を借り替えの資金でございまして、償還期限が17年という形になっております。

今の利息でいきますと3.05%、国が1.01、道が0.12、町が0.06、農協0.06、本人負担が1.8%、2年間本人負担は本人の資金、利子については無利子ということでございます。

以上であります。

●小野木議長 1 番藤田議員。

●1 番藤田議員 借り替え資金ということですが、これは今後この期間、21年から38年までという解釈でよろしいのでしょうか。

●小野木議長 答弁、金川産業課長。

●金川産業課長 利子補給については、そのような形になってございます。

●小野木議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 次に、7ページ、第3表、地方債補正について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第43号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第44号

●小野木議長 日程第6 議案第44号平成21年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉村福祉課長。

●吉村福祉課長 議案第44号平成21年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,997万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,929万3,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、平成20年度分国庫負担金精算返還金及び退職者医療交付金精算返還金を補正するものであります。

補正内容の主なものは、歳入歳出事項別明細書、7ページ、歳出から御説明いたします。

10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金に、平成20年度国庫負担金等精算返還金2,956万1,000円など、合わせて2,997万5,000円を追加するものであります。

この歳入に要する財源として、6ページ、歳入をご覧ください。

10款繰越金、1項繰越金に療養給付費交付金繰越金として41万2,000円、前年度繰越金として2,956万3,000円、合わせて2,997万5,000円を追加補正するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

6ページ、10款繰越金。

(質疑なし)

●小野木議長 次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

7ページ、10款諸支出金。

(質疑なし)

●小野木議長 それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第44号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第45号

●小野木議長 日程第7 議案第45号平成21年度豊頃町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉村福祉課長。

●吉村福祉課長 議案第45号平成21年度豊頃町介護保険特別会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ879万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億701万7,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、平成20年度の決算に伴う精査及び地域包括支援センター対応システムの導入並びに基金利息など、必要な額を補正するものであります。

補正の主なものは、歳入歳出事項別明細書、7ページ、歳出から御説明いたします。

3款地域支援事業費、1項介護予防事業費に地域包括支援センター対応システムの端末機の増設費用、修繕費として4万9,000円を追加。

4款基金積立金、1項基金積立金に平成20年度決算剰余金及び今後の利息分394万9,000円を介護給付費準備基金として積み立て、介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金の利息6,000円、合わせて395万5,000円を追加。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金に20年度支払基金国庫及び道負担金等精算返還金として136万5,000円を追加。

2 項繰出金に 20 年度一般会計繰入金精算返還金として 342 万 2,000 円を追加するものであります。

この歳出に要する財源は、6 ページ、歳入をごらんください。

5 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金に過年度分交付として 49 万 6,000 円を追加。

6 款財産収入、1 項財産運用収入に介護給付費準備金積立金利息及び介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金利子、合わせて 9,000 円を追加。

7 款繰入金、1 項他会計繰入金に一般会計繰入金として、5 万 3,000 円を追加。

8 款繰越金、1 項繰越金に前年度繰越金として 823 万 3,000 円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いをいたします。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

6 ページ、5 款支払基金交付金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 6 款財産収入。

(質 疑 な し)

●小野木議長 7 款繰入金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 8 款繰越金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 歳入全般について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

7 ページ、3 款地域支援事業費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 4 款基金積立金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 5 款諸支出金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 歳出全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第45号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第46号

●小野木議長 日程第8 議案第46号平成21年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉村福祉課長。

●吉村福祉課長 議案第46号平成21年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,484万5,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、平成20年度分繰越金を一般会計繰入金精算返還金に充てるため補正するものであります。

補正の主なものは、歳入歳出事項別明細書、7ページ、歳出から御説明いたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金に保険料等負担金として6,000円を追加、3款諸支出金、2項繰出金に20年度一般会計繰入金精算返還金として、30万2,000円を追加するものであります。

この歳出に要する財源は、6ページ、歳入をごらんください。

3款繰越金、1項繰越金に前年度繰越金として30万8,000円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いをいたします。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

6 ページ、3 款繰越金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

7 ページ、2 款後期高齢者医療広域連合納付金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 3 款諸支出金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 歳出全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 4 6 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 4 6 号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 4 7 号

●小野木議長 日程第 9 議案第 4 7 号平成 2 1 年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算 (第 3 号) についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

石塚施設課長。

●石塚施設課長 議案第 4 7 号平成 2 1 年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算 (第 3 号) について説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 0 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入

歳出それぞれ2億4,455万2,000円と定めるものであります。

補正の内容について、歳出から説明をいたします。

7ページをごらんいただきます。

1款総務費に公共柵設置工事費40万円を追加するものであります。

次に、6ページ、歳入をごらんいただきます。

3款繰入金に一般会計繰入金40万円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

6ページ、3款繰入金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 次に、歳出について質疑を受けます。

7ページ、1款総務費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第47号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第48号

●小野木議長 日程第10 議案第48号豊頃町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉村福祉課長。

●吉村福祉課長 議案第48号豊頃町国民健康保険条例の一部改正についてを御説明いたします。

本案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が、平成21年5月22日に公布され、出産育児一時金等の医療機関への直接支払制度と一体の緊急の少子化対策として、本年10月1日から平成23年3月31日までの間に支給する出産育児一時金の額を、4万円引き上げる暫定措置が講じられました。

これに伴い本町の国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

改正の内容であります。現行の附則、第3項を第2項に改め、附則に次の1項を加えるものであります。

第3項の見出しを、平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金等に関する経過措置とし、第3項として、被保険者または被保険者であった者が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金については、第6条第1項に規定している「35万円」とあるのは、「39万円」と読みかえる規定を追加するものであります。

なお、附則として、この条例は、平成21年10月1日から施行するものでありますので、よろしく御審議くださるようお願いをいたします。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第48号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第49号

●小野木議長 日程第11 議案第49号豊頃町立保育所条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉村福祉課長。

●吉村福祉課長 議案第49号豊頃町立保育所条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、平成21年7月9日、児童福祉法の保育所運営費国庫負担金の一部が改正されたことにより、平成21年4月分の運営費の支弁、徴収及び負担から適用されることとなったことから、本町の町立保育所条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、別表（4条関係）豊頃町保育料徴収金額表の表中、第2階層から第7階層までの世帯にあって、3人以上の児童が保育所に入所している際は、3人目以上の徴収金を徴収金基準額の10分の1の額（10円未満切り捨て）からゼロ円に改めるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用するものであります。

なお、本町におきましては、4月から現在まで3人以上が入所している世帯等はございません。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いをいたします。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ 質 疑 な し ）

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ 討 論 な し ）

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第49号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（ 異 議 な し ）

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第50号から議案第52号

●小野木議長 日程第12 議案第50号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、日程第13 議案第51号北海道市町村総合事務組合理約の変更について、日程第14 議案第52号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてを一括議題とします。

議案第50号、議案第51号及び議案第52号の3件について、一括して提案理由の説明を求

めます。

石田副町長。

●石田副町長 議案第50号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、議案第51号北海道市町村総合事務組合理約の変更について及び議案第52号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について、一括御説明いたします。

本案は、一部事務組合を組織する地方公共団体の変更に伴い改正するものでありまして、網走支庁管内の湧別町と上湧別町が10月5日付で合併し、湧別町となることから、それぞれの組合理約の一部を変更しようとするものであります。

地方自治法第286条第1項の規定により、関係市町村の協議によりこれを定めるため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

附則としまして、この規約は、総務大臣の許可の日から施行するものでありますので、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●小野木議長 日程第12 議案第50号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを審議します。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第50号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第51号北海道市町村総合事務組合理約の変更についてを審議します。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第51号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第52号北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更についてを審議
します。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第52号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第53号

●小野木議長 日程第15 議案第53号豊頃町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

佐藤企画課長。

●佐藤企画課長 議案第53号豊頃町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について御説明を
申し上げます。

本計画は、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、本町の自立促進のために必要な計画を作成

しているものであり、過疎債を充当するには本計画に登載されていることが条件となります。

今般、情報通信基盤整備事業を実施するに当たり、本計画を変更しようとするものであります。

記、以下、計画変更内容につきましては、3、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進(3)計画中、自立促進計画区分、2、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進における事業名に、(5)として、電気通信施設等情報化のための施設を加える。事業内容に、その他情報化のための施設、情報通信基盤整備事業、光成端架・線路整備ほか一式。事業主体として町を加えるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第53号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎ 同意案第4号

●小野木議長 日程第16 同意案第4号豊頃町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

宮口町長。

●宮口町長 同意案第4号豊頃町教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

このたび9月30日をもって任期満了となります、前川啓一氏を再び教育委員に任命いたしました。法律の規定に基づき議会の同意を求めます。なお、住所、氏名、生年月日はここに掲載のとおりでございますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は、人事案件につき討論を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、本件については討論を省略することに決定しました。

これから、同意案第4号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第4号は、同意することに決定しました。

◎ 同意案第5号

- 小野木議長 日程第17 同意案第5号豊頃町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

宮口町長。

- 宮口町長 同意案第5号豊頃町教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

このたび10月4日をもって任期満了となります、村中教育委員の後任として、桂井氏を任命いたしたく、法律の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

住所は中川郡豊頃町北栄305番地、氏名桂井里美、生年月日は昭和36年7月2日で48歳になります。

なお、桂井氏は、現在、豊頃中学校のPTAの役員として御活躍しておりますので、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

なお、平成3年から18年間の長きにわたり教育委員として、そのうち8年間委員長として本町の教育の振興に御尽力いただきました村中委員長には、心から感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

以上です。

- 小野木議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は、人事案件につき討論を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、本件については討論を省略することに決定しました。

これから、同意案第5号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第5号は、同意することに決定しました。

◎ 陳情の委員会付託

- 小野木議長 日程第18 陳情の委員会付託を行います。

本日までに受理した陳情は、お手元に配付しました陳情文書表のとおりです。

陳情文書表を職員に朗読させます。

和田事務局長。

- 和田事務局長 陳情文書表。

受理番号20、受理年月日、平成21年9月3日、件名、国の季節労働者対策の強化を求める要望意見書採択に関する陳情、陳情者の住所及び氏名、札幌市東区北9条東1丁目、地元で働く仕事と90日支給復活を要求する北海道連絡会代表委員、佐藤陵一。帯広市白樺16条東5丁目12番地、十勝雇用対策協議会議長、長谷部昭夫。中川郡豊頃町統内1633番地、間所恒克。付託委員会、産業厚生常任委員会。

以上です。

- 小野木議長 ただいま朗読しました陳情については、陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託し、審査をすることにします。

◎ 散会宣告

- 小野木議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これで散会します。

午後 1時48分 散会

上記会議の次第は、議会事務局長 和田 宏 樹 の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員